

子どもへの性暴力防止対策について

千葉市では、2013年から2018年にかけて起きた小学校教員による児童への性暴力事件の発生を受け、有識者等をつくる「子どもへの性暴力防止対策検討会」を設置。全9回にわたり協議を重ね、今年度の6月に提言書を取りまとめました。

この提言を受けて、本校では以下の点について全教職員で共通認識をもち、当然のことながら本校から絶対にこのような卑劣な不祥事を起こさないこと、その前段階のために「起こりにくい環境づくり」を進めています。

1 物理的死角を極力減らす

本校にはいわゆる「空き教室」はありません。特別教室、倉庫などは使っていない場合は施錠されています。また、常時施錠することが難しい箇所については、常にドアを開けっぱなしにしておくなど、物理的な死角を極力減らしています。

2 心理的死角に注意する

提言では「学校では犯罪が起こらない」「1対1の指導が当然視される」などの認識が盲点になるとしています。これを受けて、同性異性を問わず、密室で教職員が児童に対して1対1で個別指導することを禁ずることとしました。ただし、必要に応じて学習指導や生活に関する指導を行わなければならない場面もあるでしょう。その時は、必ず管理職に事前に連絡すること。密室を避けるために使用する部屋のドアは開けておくことを約束事としました。

3 鍵の管理

提言では「管理の一元化」を求めています。本校では事務室にある鍵は主事が、職員室にある鍵は教頭が管理しています。教職員が鍵を使用する際には、管理者に断ってから持ち出すようにしています。

4 性暴力に繋がる危険のある行為の禁止

- ・児童生徒を車両に同乗させること（緊急時に管理職が行う場合があります）。
- ・管理職や保護者の同意なく、SNSを使って児童とやりとりを行うこと。
- ・私物のスマホなどを、管理職の許可なく校内で持ち歩くこと（緊急時等に一部の職員または全職員が私物のスマホを所持することがあります）。
- ・宿泊を伴う行事での児童の見回りを、教職員が単独で行うこと。

5 子どもサポート体制の充実

- ・CAP※関連書籍の充実（※Child Assault Prevention～子どもへの虐待防止）と養護教諭による発育測定時の保健指導、及び図書館指導員による対象学年児童への読み聞かせ活動
- ・「子どもにここにサポート」との連携（年4回の相談用紙の配布、ポスター掲示）
- ・児童相談所、警察、市教委等、関係各機関との連携

※本防止策は、教職員の異動等により人員が変わっても、組織として、継続して施策を遂行できることを目的としています。